

特定非営利活動法人日本マンガ・アニメトキワ荘フォーラム
役員報酬・講演等にかかる謝金・旅費宿泊費に関する規程

平成 28 年 9 月 6 日理事会決定・同日総会承認
平成 31 年 4 月 27 日理事会決定により改正・同日総会承認

特定非営利活動法人日本マンガ・アニメトキワ荘フォーラム（以下、「当法人」という）は、役員報酬、講演等にかかる謝金および旅費宿泊費について下記のとおり定める。

（役員報酬）

第 1 条 当法人は、理事等の役員に対する報酬については、当分の間これを支給しない。
（講演等にかかる謝金）

第 2 条 正会員又は職員以外の者が、当法人の活動の内容として、講演等（パネリスト等としての出演や発言を含む。）を行った場合には、理事長または副理事長の決定により、下記の金額を上限として支給することができる。

3 0 0 0 0 円（税抜き）

（総会・理事会等への参加にかかる旅費）

第 3 条 当法人は、総会・理事会等への参加にかかる旅費または交通費については、当分の間これを支給しない。

（当法人の活動にかかる旅費宿泊費）

第 4 条 当法人は、前条を除き当法人の活動に参加または従事するため理事会の決定または理事長もしくは副理事長の依頼により出張する者に対して、理事長または副理事長の決定により、下記の金額を上限として支給することができる。

一 交通費は、鉄道運賃、船賃、バス賃等の実費。ただし、自家用車使用の場合には支給しない。

一 宿泊料は、1 0 0 0 0 円以内

2 前項の支給を受ける者は、当該旅費の支出に関する領収書等の証憑類を事務局宛提出しなければならない。

附則

この規程（「役員報酬・職員給与・旅費に関する規程」）は、平成 28 年 9 月 6 日より施行する。

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 27 日より施行する。

特定非営利活動法人日本マンガ・アニメトキワ荘フォーラム
職員給与等に関する規程

平成 28 年 9 月 6 日理事会決定・同日総会承認
平成 31 年 4 月 27 日理事会決定により改正・同日総会承認

特定非営利活動法人日本マンガ・アニメトキワ荘フォーラム（以下、「当法人」という）は、職員の給与等について下記のとおり定める。

（適用範囲）

第 1 条 この規程は、当法人に職員として雇用された者に対して適用する。

（給与等の定義）

第 2 条 この規程において、給与とは、労働の対価として職員に支払われるものをいう。

（均等待遇）

第 3 条 当法人は、職員に対して、国籍、信条、性別又は社会的身分を理由として給与を含むあらゆる面において差別的取扱いをしない。

（給与の決定）

第 4 条 給与は職員の勤務形態に応じて、月給または日給または時間給、割増給、通勤手当等につき、理事会が決定をもってこれを定め、総会に報告するものとする。

（給与計算期間及び締切日）

第 5 条 給与計算期間は、毎月 1 日から末日までとし、末日を締切日とする。

（給与の支払日）

第 6 条 給与は、毎月 25 日に支払う。ただし、支払日が日曜日にあたる時はその前々日、土曜日・祝日など金融機関が休日であるときはその前日に支払う。ただし、アルバイトまたはパートタイムなど臨時に雇用する職員については、その勤務の終了時に支払うこともできる。

（給与の支払方法）

第 7 条 給与は、職員が指定した当該職員名義の預貯金口座へ振り込むことによって支払う。ただし、職員が希望した場合には、通貨によって直接本人に支払うことができる。

2 給与の口座への振り込みを希望する職員は、所定の手続きにより給与の振り込みを受けるべき預貯金の口座を当法人に届け出なければならない。

（給与からの控除）

第 8 条 給与の支払いに当たって、次に各号に掲げるものを控除する。ただし、アルバイトまたはパートタイムなど臨時に雇用する職員については、関係法令に定められたものに限り控除するものとする。

一 給与所得税及び住民税

二 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料

（月給の日割単価・時間単価の計算及び端数処理）

第 9 条 月給の日割・時間単価は、理事会がこれを定めることとする。

2 遅刻・早退の時間計算は、30分単位で行う。その端数の処理は、次の各号に掲げる

とおりとする。

- 一 30分以上の遅刻及び早退があった場合は30分単位で給与を減額する。
- 二 30分未満の遅刻及び早退は30分とみなす
- 三 遅刻及び早退の合計時間が1時間に達したときは1時間に達した当該月の給料から時間給与の減額を行う
- 四 その他、本規定に定めのない事項については、関係法令に基づき、理事会がこれを定めるものとする。

(時間外・休日勤務手当)

第10条 時間外・休日勤務を命じた職員には、関係法令に基づき理事会で定める割増手当を支給しなければならない。

2. 前項の分単位の時間外・休日手当の支給は、前条第2項の例により、理事会がこれを定めるものとする。

(交通宿泊費)

第11条 職員の交通費は、実費を支給する。

- 2 職員の出張に当たっては、交通費実費を支給するほか、宿泊を要する場合には、1泊10,000円を上限として宿泊費を支給する。

(退職時の給与の支払)

第12条 職員が死亡又は退職した場合の当該給与計算期間の給与について、第6条の規定にかかわらず、本人又は遺族から請求があった場合は、未払いの給与を7日以内に支払うことができる。

(有給休暇)

第13条 年次有給休暇、慶弔休暇、産前産後休暇の有給休暇を認める。

- 2 その他本規定に定めのない事項については、関係法令に基づき、理事会がこれを定める。

附則

この規程(「役員報酬・職員給与・旅費に関する規程」)は、平成28年9月6日より施行する。

附則

この規程は、平成31年4月27日より施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	日本マンガ・アニメトキワ荘フォーラム	事業年度	令和元年7月1日～令和2年 6月30日
-----	--------------------	------	------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員会費	50,000円
受取寄付金	500,000円
事業収益	160,000円
	4円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 日本マンガ・アニメトキワ荘フォーラム	チェック欄
-----	------------------------------	-------

3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること

イ 役員総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること

(1) 役員及びその親族等

(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること

ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	令和元年7月1日～令和2年6月30日	7人	0人	0%	0人	0%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		7人	0人	0%	0人	0%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員数	7人	人	人	人	人	人	7人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	0人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任 年月日
				①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
尾中 哲夫		理事長		○							平成25年2月 20日就任
小室 裕一		副理事長		○							平成25年2月 20日就任
三木 文夫		理事		○							平成25年2月 20日就任
小出 幹雄		理事		○							平成25年2月 20日就任
関澤 賢		理事		○							平成25年2月 20日就任
今村 賢士		監事		○							平成25年2月 20日就任
海老原 大樹		監事		○							平成25年2月 20日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 日本マンガ・アニメトキワ荘フォーラム		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	エクセル仕様、ルーズリーフ	随時	7年
仕分元帳	ルーズリーフ、会計ソフト(会計王16NPO法人スタイル)	年度末	7年
総勘定元帳	ルーズリーフ、会計ソフト(会計王16NPO法人スタイル)	年度末	7年
出金伝票・入金伝票綴	ルーズリーフ	随時	7年
発行領収書控え綴	ルーズリーフ	随時	7年
寄附金受領証明書発行控え綴	ルーズリーフ	随時	7年
受取領収書綴	ルーズリーフ	随時	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人 日本マンガ・アニメトキワ荘フォーラム	チェック欄
-----	------------------------------	-------

4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時の価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次業)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	実績判定期間	
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。
 ・損益計算書により算出した場合については、記載要領の注意事項をご確認ください。

使用した指標	単位

・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目	実績判定期間	
受入寄附金総額	①	円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及びニ)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及びニ」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名		チェック欄				
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び用途並びにその予定日を記載した書類</p>						
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。</p>		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">同 意</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center; width:50%;"><input checked="" type="radio"/> する</td> <td style="text-align:center; width:50%;"><input type="radio"/> しない</td> </tr> </table>	同 意		<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない
同 意						
<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない					
イ	<p>① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)</p>					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日</p>					
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し					

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

特定非営利活動法人日本マンガ・アニメトキワ荘フォーラム情報公開規程

平成28年9月6日 理事会決定・同日総会承認

特定非営利活動法人日本マンガ・アニメトキワ荘フォーラム（以下、当法人という）は、特定非営利活動促進法（以下、法という）第28条の定める情報公開に関し、本規程により対応する。

（法定書類の事務所備え置き）

第1条 当法人は、法第28条に規定する書類を事務所に備え置き、正当な理由を有する者に閲覧及び謄写させる。

（責務）

第2条 当法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、法令の定める情報公開の趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をする。

（利用者の責務）

第3条 第5条に規定する情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、法令及び本規程の目的に則って適正に使用し、個人の権利を侵害してはならない。

（情報公開の方法）

第4条 当法人は、情報公開の対象に応じ、書類の事務所備え置き及びインターネットにより行う。

（事務所備え置きの書類）

第5条 前条の事務所備え置きの対象とする書類は、特定非営利活動促進法第52条第4項、第54条第5項、第62条に定められた別表に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

2 別表中、「閲覧可能期間」として表示しているものについては当該期間分の書類を公開する。ただし、当該書類に含まれる個人情報には公開対象から除外する。

（閲覧場所及び閲覧日時）

第6条 当法人の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所とする。

2 閲覧の日は、当法人の休日（土曜、日曜、祝日）以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前10時から午後5時までとする。ただし、当法人は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

（閲覧等に関する事務）

第7条 閲覧希望者から別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱う。

- 1 別記様式に定める閲覧（謄写）申請書に必要事項の記入を求め、郵送、FAX、電子メールのいずれかにより提出を受ける。
- 2 閲覧は、当法人が別記様式による申請書を受領した日より 30 日以内に行う。
- 3 閲覧した者または謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費の負担を求めたうえ、これに応じる。

（その他）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事会の決議によりこれを定める。

（事務管理）

第 9 条 当法人の情報公開に関する事務は、事務局長が管理する。

（改正）

第 10 条 この規程は、理事会の決議により改正する。

附則

この規程は、平成 28 年 9 月 6 日より施行する。

別表 1

番号 対象書類等の名称 閲覧可能期間

- (1) 下記に掲げる事業報告書等 作成日から翌々事業年度の末日まで
 - ・事業報告書
 - ・計算書類（活動計算書、貸借対照表）
 - ・財産目録
 - ・年間役員名簿
 - ・社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面
- (2) 役員名簿 最新のもの
- (2) 下記に掲げる定款等 最新のもの
 - ・定款
 - ・認証及び登記に関する書類の写し
- (4) 仮認定の申請書に添付した仮認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 仮認定の日から 3 年間
- (5) 仮認定の申請書に添付した寄付金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 仮認定の日から 3 年間
- (6) 前事業年度の役員報酬または職員給与の支給に関する規程 作成の日から翌々事業年度の末日まで
- (7) 下記に掲げる前事業年度の収益の明細など法第 54 条第 2 項第 2 号から第 4 号に掲げる書類 作成の日から翌々事業年度の末日まで
 - ・収益の源泉別の明細、借入金、借入金以外の資金に関する事項を記載した書類
 - ・資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類
 - ・次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類
イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第 5 順位までの取引
ロ 役員等との取引
 - ・寄附者（当法人の役員、役員の配偶者もしくは 3 親等内の親族または役員と特殊の関係にある者で、前事業年度における当法人に対する寄付金の額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄付金の額及び受領年月日を記載した書類
 - ・給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類
 - ・支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記した書類
 - ・海外への送金または金銭の持ち出しを行った場合（その金額が 200 万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び用途並びにその実施日を記載した書類
- (8) 助成金の支給の実績を記載した書類 作成の日から 3 年が経過した日を含む事業年度の末日まで
- (9) 海外への送金または金銭の持ち出し（その金額が 200 万円を超える場合）を行うときの金額及び用途並びにその予定日を記載した書類 作成の日から 3 年が経過した日を含む事業年度の末日まで
- (10) 寄附者名簿 公開しない
- (11) 仮認定申請書 公開しない
- (12) 仮認定申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの 公開しない

別記様式

閲覧（謄写）申請書

特定非営利活動法人日本マンガ・アニメトキワ荘フォーラム
理事長 尾中哲夫 殿

申請月日 平成 年 月 日
申請者

申請者住所
(郵便番号)

電話番号

私（申請者）は、下記の閲覧（謄写）目的にしたがって閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

1、閲覧を希望する日

平成 年 月 日

2、閲覧対象書類（別表1より番号を選択）

3、閲覧(謄写)の目的

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	
-----	--

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 日本マンガ・アニメトキワ荘フォーラム	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(註2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ